

議案第三十九号

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十八年三月三日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

杉並区介護保険条例（平成十二年杉並区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。
第十三条中「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に改め、同条第一号中「第三十八条第一項第一号」を「第三十九条第一項第一号」に、「一万八千円」を「二万六千円」に改め、同条第二号中「第三十八条第一項第二号」を「第三十九条第一項第二号」に、「二万七千円」を「二万五千二百円」に改め、同条第三号中「第三十八条第一項第三号」を「第三十九条第一項第三号」に、「三万六千円」を「三万七千八百円」に改め、同条第四号中「第三十八条第一項第四号」を「第三十九条第一項第四号」に、「四万五千円」を「五万四百円」に改め、同条第五号中「第三十八条第一項第五号」を「第三十九条第一項第五号」に、「五万四千元」を「六万三千元」に改め、同条に次の二号を加える。

六 令第三十九条第一項第六号に掲げる者 七万五千六百円

七 令第三十九条第一項第七号に掲げる者 八万八千二百円

第十三条に次の二項を加える。

2 平成十八年度から平成二十年度までの令第三十九条第一項第五号イの市町村の定める額は、二百万円とする。

3 平成十八年度から平成二十年度までの令第三十九条第一項第六号イの市町村の定める額は、五百万円とする。

第十五条第三項中「第三十八条第一項第一号イ」を「第三十九条第一項第一号イ」に、「又は第四号ロ」を「、第四号ロ、第五号ロ並びに第六号ロ」に、「第三十八条第一項第一号から第四号まで」を「第三十九条第一項第一号から第六号まで」に改める。

第二十五条中「法第三十一条第一項後段」の下に「、法第三十三条の三第一項後段」を加える。

附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区介護保険条例第十三条の規定は、平成十八年度分の保険料から適用し、平成十七年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二十八号。以下「平成十八年介護保険等改正令」という。）附則第四条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する第一号被保険者の平成十八年度の保険料率は、第十三条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 第十三条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第十三条第一項第一号に該当するもの 三万二百四十円
- 二 第十三条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第二号に該当するもの 三万三千二百四十円
- 三 第十三条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第三号に該当するもの 四万千七百六十円
- 四 第十三条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第六条第二項の適用を受けるもの（以下「第二項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十三条第一項第一号に該当するもの 三万四千二百円
- 五 第十三条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第二項経過措置対象者に限る。）が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第二号に該当するもの 三

万七千八百円

六 第十三条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第二項経過措置対象者に限る。）が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第三号に該当するもの 四万五千八百四十円

七 第十三条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第二項経過措置対象者に限る。）が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第四号に該当するもの 五万四千三百六十円

4 平成十八年介護保険等改正令附則第四条第一項第三号又は第四号のいずれかに該当する第一号被保険者の平成十九年度の保険料率は、第十三条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 第十三条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第一号に該当するもの 四万三百二十円

二 第十三条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第二号に該当するもの 四万千七百六十円

三 第十三条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びす

すべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第三号に該当するもの 四万五千八百四十円

四 第十三条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項の適用を受けるもの（以下「第四項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十三条第一項第一号に該当するもの 四万八千三百六十円

五 第十三条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第四項経過措置対象者に限る。）が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第二号に該当するもの 五万四百円

六 第十三条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第四項経過措置対象者に限る。）が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第三号に該当するもの 五万四千三百六十円

七 第十三条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第四項経過措置対象者に限る。）が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第四号に該当するもの 五万八千四百四十円

(提案理由)

保険料率を改定する等の必要がある。

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(保険料率)</p> <p>第十三条 平成十八年度から平成二十年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）<u>第三十九</u>条第一項第一号に掲げる者 <u>二万百六十</u>円</p> <p>二 <u>令第三十九</u>条第一項第二号に掲げる者 <u>二万五千二百</u>円</p> <p>三 <u>令第三十九</u>条第一項第三号に掲げる者 <u>三万七千八百</u>円</p> <p>四 <u>令第三十九</u>条第一項第四号に掲げる者 <u>五万四百</u>円</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第十三条 平成十五年度から平成十七年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）<u>第三十八</u>条第一項第一号に掲げる者 <u>一万八千</u>円</p> <p>二 <u>令第三十八</u>条第一項第二号に掲げる者 <u>二万七千</u>円</p> <p>三 <u>令第三十八</u>条第一項第三号に掲げる者 <u>三万六千</u>円</p> <p>四 <u>令第三十八</u>条第一項第四号に掲げる者 <u>四万五千</u>円</p>

五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者
六万三千円

六 令第三十九条第一項第六号に掲げる者
七万五千六百元

七 令第三十九条第一項第七号に掲げる者
八万八千二百円

2 | 平成十八年度から平成二十年度までの令
第三十九条第一項第五号イの市町村の定め
る額は、二百万円とする。

3 | 平成十八年度から平成二十年度までの令
第三十九条第一項第六号イの市町村の定め
る額は、五百万円とする。

(賦課期日後において第一号被保険者の資格
取得、喪失等があつた場合)

第十五条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第三十九条第一
項第一号イ(同号に規定する老齢福祉年金
の受給権を有するに至つた者及び(1)に係る

五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者
五万四千元

(賦課期日後において第一号被保険者の資格
取得、喪失等があつた場合)

第十五条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第三十八条第一
項第一号イ(同号に規定する老齢福祉年金
の受給権を有するに至つた者及び(1)に係る

者を除く。）、口及びハ、第二号口、第三号口、第四号口、第五号口並びに第六号口に該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第三十九条第一項第一号から第六号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

第二十五条 法第三十条第一項後段、法第三十一条第一項後段、法第三十三条の三第一項後段、法第三十四条第一項後段、法第三十五条第六項後段、法第六十六条第一項若しくは第二項又は法第六十八条第一項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者は、十万円以下の過料に処する。

者を除く。）、口及びハ、第二号口、第三号口又は第四号口に該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第三十八条第一項第一号から第四号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

第二十五条 法第三十条第一項後段、法第三十一条第一項後段、法第三十三条の三第一項後段、法第三十四条第一項後段、法第三十五条第六項後段、法第六十六条第一項若しくは第二項又は法第六十八条第一項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者は、十万円以下の過料に処する。